

# 富津市地域包括支援センター運営方針

(令和7年10月)

## 1 運営方針策定の趣旨

この「富津市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本的理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するため策定するものとする。

## 2 センターの目的等

センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を続けられるよう、高齢者個々の状態の変化とニーズに応じて、介護予防対策、介護サービス等のサービスを切れ目なく継続して提供していくことにより、地域の高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する中核機関として設置する。

また、センターは、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業等を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる社会福祉法人又は医療法人に委託することとし、市は、センターの設置の責任主体として、センターの目的を達成するための体制の整備に努めるとともに、その運営につき、事業に対する評価の実施と必要な対応を行う等、適切に関与する。

## 3 運営上の基本的理念

### (1) 公益性

ア センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正かつ中立に事業運営を行う。

イ センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料、国・県・市の公費等によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

### (2) 地域性

ア センターは、地域の保健医療・介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、各日常生活圏域における地域の特性及び実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

イ 地域ケア会議等の場を通じて、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、

地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

### (3) 協働性

ア センターに配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の各専門職が相互に情報の共有、助言等を行うことにより、連携・協働の業務体制を構築し、チームとして支援に向かい対応する。

イ 地域の保健医療・介護・福祉の関係機関、民生委員等と連携を図りながら事業運営を行う。

## 4 業務推進の指針

### (1) 共通事項

#### ア 事業計画の策定

本運営方針に基づき、地域の実情に応じて独自の取組も検討しながら、具体的な事業計画を作成する。

#### イ 地域及び市との連携

センターの業務は多岐にわたり、また支援について迅速な対応が求められることから、日常的に地域の関係者及び関係機関並びに市の関係部署との連携を図る。

#### ウ 職員の姿勢

センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

#### エ 職員のスキルアップ

センターの職員は、相談技術、ケアマネジメント技術の向上等、センターの業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修、講演会等に積極的に参加するとともに、各職員が学んだ知識・技術を共有することにより、センター全体のスキルアップを図る。

#### オ 個人情報の保護

センターの職員は、富津市個人情報保護条例(平成16年富津市条例第10号)に基づき、個人情報の管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し個人情報の保護に留意する。

#### カ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、またその業務への理解と協力を得るため、地域の会議への出席等、様々な機会を捉えて、その業務内容を

広報する。

キ 緊急時の対応

夜間、休業日等の緊急時に備え、あらかじめ関係機関等との連絡方法等の対応手順を定め、速やかに必要な対応を実施する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防・日常生活支援総合事業に位置付けられたサービスを利用する者に対し適切なアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、取り組んでいけるよう必要な援助を行う。また、センターが居宅介護支援事業所へ委託実施する要支援1・2の者の介護予防ケアマネジメント業務が適正に行われるよう、専門的な見地からの総合調整を行う。

イ 一般介護予防事業

高齢者を年齢、心身の状況等により分け隔てることなく、誰もが参加できる介護予防活動の地域展開をするため、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援し、社会参加及び生きがいを通じた介護予防への取組を推進する。

(3) 包括的支援事業

ア 総合相談支援業務

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、高齢者の心身の状況、生活の実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健医療・介護・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

イ 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的かつ継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携など、地域において多職種との協働により連携し、個々の高齢者の状況に応じて、包括的かつ継続的に支援する。

#### エ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

介護予防及び日常生活支援を目的として、日常生活圏域内の高齢者について、その心身の状況等に応じて、当該高齢者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

#### オ 地域ケア会議（個別会議及び推進会議）の開催

医療、介護等の専門職、民生委員等、地域の多様な関係者で会議を開催し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを検討し、市と協働して課題の解決に努める。

#### カ 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。そのための手段の一つとして、ICTツールを活用する。

#### キ 生活支援体制整備事業

高齢者が地域とのつながり及び生きがいを持ちながら暮らしていくため、市が配置する生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の支援ニーズの把握をするとともに、関係機関とのネットワークを構築し、日常生活上の支援体制の整備を図る。

#### ク 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、市が設置する認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員とともに連携して、早期診断・早期対応に向けた支援体制の整備を図る。

### （4） 任意事業

#### 認知症サポーター等養成事業

認知症の人及びその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進するため、認知症に関する正しい知識を持ち、地域及び職域において認知症の人及びその家族を支援する認知症サポーターを養成するための講座の企画・立案及び実施をする。

また、市とともに認知症の人等の支援ニーズと認知症サポーターをつなげる仕組みづくりを推進する。

### （5） 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

センターの業務を効果的に実施するため、高齢者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防等の事業を行う地域の保健医療・介護・福祉の関係者等との連携に努める。

(6) 被災者等に係る相談支援

大規模災害等の被災時は、市、地域住民、関係機関と連携し、安否確認等の業務に協力するほか、避難所及び在宅避難者の実態把握に努め、生活上の困りごとや健康面等へ総合的に支援をする。

(7) 感染症対策等に関する情報収集及び市民への情報提供

平時より、感染症の動向の把握や感染症対策の最新情報を把握し、国、県並びに市、関係団体等の通知や各種マニュアル等の情報収集に努める。感染予防の観点から、それらの収集した情報を市民へ提供する。

(8) その他の業務

地域の高齢者及びその家族等で支援を必要とする者が、地域で安心して暮らすために必要な支援の円滑かつ効果的な実施に資すると認められる会議及び研修会への参加等を積極的に行う。